



厚生労働省福島労働局
須賀川労働基準監督署発表
令和6年2月1日

担
当

須賀川労働基準監督署
監督・安衛課長 中野 龍太
電話 0248-75-3519

労働安全衛生法違反被疑事件を書類送検

～木材加工作業時、木材加工用機械作業主任者に当該作業主任者の職務を行わせなかった疑い～

須賀川労働基準監督署（署長 伊藤 達夫）は、本日、下記の労働安全衛生法違反被疑事件を、福島地方検察庁郡山支部に書類送検した。

記

1 被疑者

（1）有限会社わたなべ

本店所在地：福島県石川郡浅川町大字浅川字本町73番地

事業内容：家具・室内装飾品の製造・販売業

（2）同社 代表取締役 A（63歳・男性）

2 事件の概要

令和5年6月7日、有限会社わたなべの工場において、同社の労働者Bが、丸のこ盤（木材加工用機械）を用いて木材加工作業中に、労働者Bの右手が丸のこ盤の歯に接触し、右手の親指と小指を切断し、同じく右手の人差し指ほかを骨折する労働災害が発生した（別紙1「災害発生状況図」参照）。

代表取締役Aは、労働者Bに木材加工用機械を使って木材加工作業を行わせるにあたり、木材加工用機械作業主任者として法令の定める資格を有する労働者Cを選任していたが、労働者Cに木材加工用機械作業主任者として木材加工用機械を取り扱う作業を直接指揮する職務を行わせなかった疑い。

3 罪名・罰条（別紙2「関係法令」参照）

労働安全衛生法違反

同法第14条（作業主任者）

労働安全衛生規則第130条第1号

同法第119条第1号（罰則）

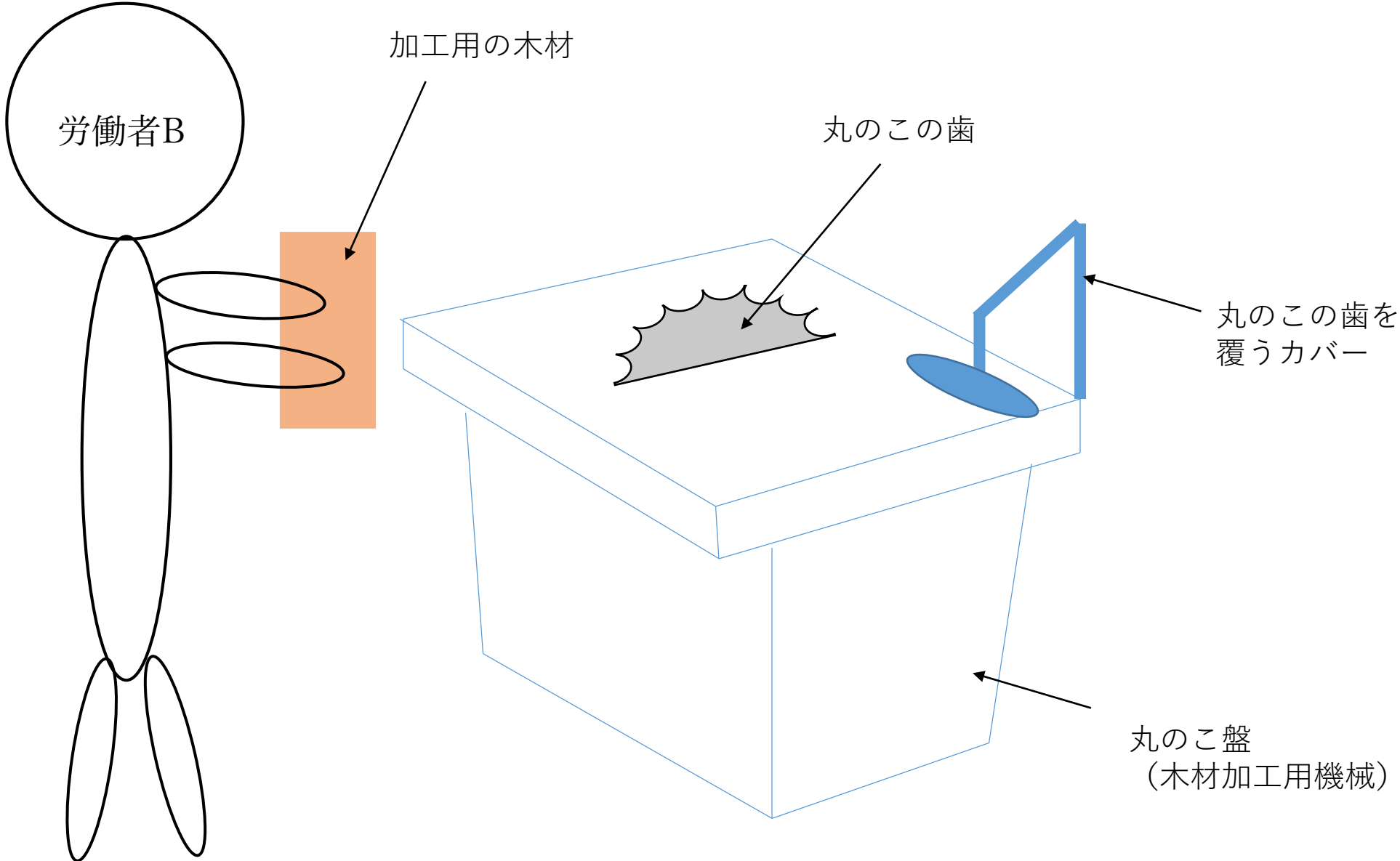
同法第122条（両罰規定）

4 参考資料

別紙1「災害発生状況図」

別紙2「関係法令」

災害発生状況図



労働安全衛生法

(作業主任者)

第十四条 事業者は、高压室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

(罰則)

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条（中略）の規定に違反した者
- 二～四 略

(両罰規定)

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百十六条、第一百十七条、第一百十九条又は第二十條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

(木材加工用機械作業主任者の職務)

第一百三十条 事業者は、木材加工用機械作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。

- 一 木材加工用機械を取り扱う作業を直接指揮すること。
- 二 木材加工用機械及びその安全装置を点検すること。
- 三 木材加工用機械及びその安全装置に異常を認めるときは、直ちに必要な措置をとること。
- 四 作業中、治具、工具等の使用状況を監視すること。

労働安全衛生法施行令

(作業主任者を選任すべき作業)

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

一～五略

六 木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、携帯用のものを除く。）を五台以上（当該機械のうちに自動送材車式帯のこ盤が含まれ

ている場合には、三台以上) 有する事業場において行う当該機械による作業
七～二十三略